

議案第 8 号

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 2 月 21 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 39 年条例第 19 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「又は保育所」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。